

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

9月27日(日)8時30分～12時

マイナンバーカードを交付申請される方の証明写真撮影や書類作成をお手伝い！また、申請手続きをされ、受取案内ハガキ(※)を受け取られた方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

マイナンバーカードがあると、休日でもコンビニ等で住民票の写しや所得証明書が窓口よりも50円安く取得できますよ！

窓口開設場所

市民協働部市民課

持ち物

カードの交付申請

■本人であることが確認できる書類

※有効期間内のものに限りです。

㉠ 1点、または㉡ 2点のいずれか

㉠ 公的機関が発行した顔写真付のもの

例 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

㉡ 公的機関が発行した顔写真無のもの

例 健康保険証、介護保険証、年金手帳など

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、ご持参ください。

■マイナンバー通知カード

※マイナンバーが記載された紙製のもの

■印鑑(スタンプ印不可)

カードの受取り

上記の■1、■2(お持ちの方のみ)、■3と受取案内のハガキ(※)が必要です。

(※)個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

問 市民協働部市民課(庁舎1階)

担当:澤田哲 ☎43-0390

9月14日から国勢調査員がお伺いします

令和2年9月から10月にかけて、全国一斉に国勢調査を実施します。9月14日(月)から30日(水)までの間に、調査員がみなさんのご自宅に調査書類をお届けしますので、必ず回答をお願いします。

■調査内容について

令和2年10月1日現在、国内に住む全ての人と世帯について、次の項目を調査します。

□世帯員に関する事項…氏名、男女の別、出生の年月など、15項目

□世帯に関する事項…世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方の4項目

■調査方法について

9月14日(月)から30日(水)までの間に、調査員がみなさんのご自宅にお伺いし、調査内容の説明と調査書類の配布を行います。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、調査内容の説明はインターホン越しなどで行い、調査書類の配布は郵便受けに投函するなどして行います。

■回答方法について

次のいずれかの方法からお選びいただけます。

□インターネットによる回答(回答期間…9月14日(月)～10月7日(水))

□調査票(紙)の郵送による回答(回答期間…10月1日(木)～7日(水))

※インターネット回答は、24時間いつでもできる、調査票(紙)の提出が不要になる、書類を運ぶ際に発生するCO2を削減できるなど、様々なメリットがある回答方法です。

■「かたり調査」にご注意を

国勢調査をよそおった不審な訪問や電話、電子メールなどにご注意ください。

■国勢調査コールセンター

国勢調査に関する問い合わせは、コールセンターをお願いします。

設置期間 9月7日(月)～10月31日(土)

受付時間 8時～21時

電話番号 ☎0570-07-2020(ナビダイヤル)

☎03-6636-9607(一般回線)

※いずれも通話料金が発生します。

問 まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階)

担当:横山寛之 ☎43-0389

9月10日は 下水道の日

「下水道の日」は、昭和36年当時、著しく遅れていた下水道の全国的な普及を図るために「全国下水道促進デー」として始まりました。

下水道が大きく普及した現在では、その役割や重要性などについての理解と関心を深めることを目的に実施しています。



下水道の日関連事業

□下水道パネル展

9月7日(月)13時～18日(金)15時／市役所 1階 ロビー

汚水がきれいになるまでの過程がわかる写真やイラストで辿ることができます。

市内の水洗化率

94.3%

※令和2年3月31日時点

水洗化のお願い

トイレや台所、お風呂などの生活排水を下水処理施設や浄化槽できれいな水にすることで、害虫や悪臭の発生を防ぐとともに、川や海などの水質保全につながります。快適で衛生的な暮らしのために、下水道に接続したり、浄化槽を設置したりして水洗化に努めましょう。

■排水設備工事(水洗化)

下水道に接続する工事は、加東市排水設備指定工事店に直接依頼してください。加東市排水設備指定工事店についての詳細は、市ホームページをご覧ください。工務課にお問い合わせください。



■浄化槽設置費を補助

下水道に接続できない区域にお住まいの方で、浄化槽を設置される方を対象に、設置費用の一部を補助します。

人槽区分	補助金限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

下水道を守るために

市内において、タオルや紙オムツなどの異物を下水道に流すことによる下水道管の詰まりやマンホールポンプの故障が発生しています。下水道は生活に欠かせない「ライフライン」。大切な下水道を守るために、次のことに気をつけましょう。

□トイレでは、トイレットペーパー以外は流さない。

※「トイレに流せる」と書かれているポケットティッシュなどの中にも、水に溶けにくい商品もありますので、流さないようにしてください。

□台所では、野菜くずなどの大きなゴミはもちろん、細かいゴミも流さない。

□風呂や洗面所では、髪の毛を流さない。

□油類を流さない。

問 上下水道部工務課(庁舎3階) 担当:榎本綾乃 ☎43-0534